

3 勞働經濟關係資料

第12表 労働経済指標

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)			
	全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県	
	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)
令和7年4月	324.0	2.3	288.5	△0.2	298.4	2.4	268.1	0.7
5月	321.4	2.0	290.8	0.9	296.9	2.1	270.5	1.6
6月	324.3	2.3	294.4	1.6	299.8	2.3	273.3	2.0
7月	325.0	2.4	295.1	2.4	299.5	2.2	274.7	2.8
8月	322.5	2.0	293.6	1.3	297.8	2.2	273.3	1.9
9月	323.9	2.3	295.9	3.7	299.6	2.4	276.0	4.6
10月	328.2	2.8	300.4	4.2	302.0	2.9	279.3	4.8
11月	326.7	2.2	297.9	3.4	300.3	2.2	277.0	4.1
12月	327.3	2.3	295.6	1.0	301.4	2.4	274.8	1.6
令和8年1月	324.3	3.3	293.9	3.3	299.2	3.2	273.3	3.7
2月	325.7	3.8	292.2	3.5	300.0	3.8	271.9	3.8
3月	329.3	4.1	296.4	4.2	303.3	3.9	275.5	4.3
4月	336.7	4.0	300.9	4.3	309.5	3.7	279.5	4.3
資料出所	厚生労働省、千葉県							

(注) 1 用語の定義は、資料出所によるが、主なものは次のとおりである。

きまって支給する給与 …… 労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

・所定内給与 …………… きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・所定外給与 …………… 所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

総実労働時間数 …………… 次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

・所定内労働時間数 …… 労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻間の実労働時間数のことである。

・所定外労働時間数 …… 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

消費支出 …………… いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。

2 金額については、十の位を四捨五入し、千円単位で表示している。

③ 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑤ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総 合)		⑦ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		全 国	千 葉 市	
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月 比(%)	(千円)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)	前年同月 比(%)
145.4	138.2	12.0	10.4	325.7	4.0	365.5	6.4	3.6	2.9	3.9
140.5	135.5	11.3	10.0	316.1	8.9	318.9	7.4	3.5	3.0	3.1
145.2	138.1	11.3	9.9	295.4	5.2	303.8	2.4	3.3	3.0	2.8
148.8	139.7	11.6	9.7	305.7	5.1	352.9	10.5	3.1	3.0	2.5
135.2	131.3	10.6	9.1	314.0	5.5	337.0	7.4	2.7	2.7	2.6
139.9	133.8	11.4	9.7	303.2	5.3	313.9	3.0	2.9	2.9	2.8
147.7	139.7	12.1	10.0	306.9	0.3	327.9	△7.8	3.0	2.8	2.7
140.8	134.5	11.8	9.5	314.2	6.3	359.5	3.6	2.9	2.9	2.7
140.4	134.0	11.6	9.7	351.5	△0.3	358.8	△21.0	2.1	2.2	2.4
135.3	128.7	11.3	9.1	307.6	0.7	310.0	△9.5	1.5	1.8	2.4
134.9	127.2	11.4	9.6	289.4	△0.4	275.9	△8.0	1.3	1.7	2.1
140.1	130.9	12.0	10.3	334.7	△1.3	336.6	△21.4	1.5	1.9	2.9
146.8	138.2	12.2	11.2	329.0	1.0	430.3	17.7	1.4	1.8	5.4
厚生労働省、千葉県				総務省						日本銀行

3 ①、②、⑦は、令和2年基準である。⑥は、令和7年基準である。

4 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。